⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 11 : 00 a.m. 7 August 2014

⑸　Time-limit for the submission of technical proposal : 11 : 00 a.m. 10 September 2014

⑹　Time-limit for the submission of tenders : 1 : 00 p.m. 16 October 2014 (tenders brought with 1 : 00 p.m. 16 October 2014 or submitted by mail 1 : 00 p.m. 16 October 2014)

⑺　Contact point for tender documentation : Masahiko Murakami, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Rumoi Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―68, Kotobuki-Cho, Rumoi, Hokkaido 077―8501, Japan TEL 0164―42―2367 ext. 433

資　格

競争参加者の資格に関する公示

国立医薬品食品衛生研究所他⑿電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成26年7月31日

関東地方整備局長　越智　繁雄

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事名　国立医薬品食品衛生研究所他⑿電気設備工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　神奈川県川崎市川崎区殿町３丁目103番―４、―５、―６、―７

3　工事内容

敷地面積27,000㎡

【新築】

［管理・研究棟］

構　　造　鉄筋コンクリート造　地上４階建

建築面積　約8,400㎡

延べ面積　約30,500㎡

用　　途　研究施設

他５棟

工事種目　電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備、構内配電線路、構内通信線路

工期　契約の翌日から平成29年３月15日まで

4　申請の時期

平成26年７月31日から平成26年９月２日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成26年９月３日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成26年７月31日から　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書㈱（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成26年７月31日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２を使用すること。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成26年３月31日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成26年９月２日において次の要件を満たすものとする。

①　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす電気設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

㋐

１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設

ａ）同種施設　研究施設

ｂ）類似施設　実験室、研究室（人文科学系のものは除く。）及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む。）が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物若しくは病院（20人以上の患者を入院させるための施設を有し、手術室を有するものに限る。）